

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業

学校支援・放課後支援・地域未来塾に係る学習支援・外部人材を活用した教育支援実施要領
島根県

結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業補助金交付要綱第19条の規定に基づき、結集！しまねの子育て協働プロジェクト支援事業のうち学校支援・放課後支援・地域未来塾に係る学習支援（以下、「地域未来塾」とする。）・外部人材を活用した教育支援の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

未来を担う子どもたちの成長を支えるには、地域と学校が連携・協働し社会総がかりで教育を行うことが必要である。

そのため、幅広い地域住民や企業・団体等の参画により子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動（以下、「地域学校協働活動」という。）を推進する。具体的には、地域と学校が連携・協働し、地域住民等の参画による地域の実情に応じた以下の取組を有機的に組み合わせ、様々な活動を行う。

- (1) 学びによるまちづくりや地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習等の地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の活性化を図る取組
- (2) 学習が遅れがちな中学生等を対象とした原則無料の学習支援（地域未来塾）
- (3) 女性の活躍促進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等に安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行う総合的な放課後対策を支援
- (4) 民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を持つ外部人材等の参画により、特色・魅力ある教育プログラムを企画・実施する取組
- (5) 授業等における学習補助や部活動等の支援、花壇整備、清掃活動、登下校の見守り等の学校に対する多様な協力活動

また、これらの取組を通じて、子どもたちの社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 事業の内容

(1) 推進委員会の設置等

県は、域内の地域学校協働活動の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、域内の地域学校協働活動の総合的な調整役を担う者（社会教育法第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員若しくは地域学校協働活動推進員と同様の役割を担うコーディネーター。以下「地域学校協働活動推進員等」という。）、地域学校協働活動の支援を実施する者（以下「協働活動支援員」という。）、土曜日等における学習支援・体験・交流活動等のプログラムを中心的に実施する者（以下、土曜教育支援員」という。）、様々な地域学校協働活動の実施に当たって、プログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下「協働活動サポーター」という。）、土曜日等のプログラムの実施のサポートや子どもたちの安全を管理する者（以下、「土曜教育サポーター」という。）等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るた

めの研修等を行い、地域学校協働活動等の総合的な推進を図る。なお、事業の実施に当たっては、首長部局と教育委員会が連携を図りながら実施するよう努めることとする。

① 推進委員会の設置

ア 県は、域内の地域学校協働活動の総合的なあり方の検討を行う推進委員会を設置する。なお、推進委員会は、地域の実情に応じ、推進委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 推進委員会では、地域学校協働活動の実施方針、安全管理方策、広報活動方策等の検討・策定や、研修の企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 推進委員の選定にあたっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて行政関係者（教育委員会及び福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

② 研修の実施

ア 県は、域内の市町村が配置する地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者の人材確保方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 県は、域内の市町村が実施する地域学校協働活動等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

(2) 地域学校協働活動等の実施

市町村は、域内の地域学校協働活動等の運営方法等を検討する運営委員会の設置や、地域学校協働活動の企画、地域と学校との情報共有、調整、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等を地域学校協働活動推進員等の配置、様々な地域学校協働活動の実施等を行う。なお、実施にあたっては、首長部局と教育委員会が連携して実施するよう努めることとする。

① 運営委員会の設置

ア 市町村は、域内の地域学校協働活動の運営方法を検討する運営委員会を設置する。なお、運営委員会は、地域の実情に応じ、運営委員会に代わり得る既存の組織等をもって代替することができる。

イ 運営委員会では、事業計画の策定、安全管理方策、広報活動方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策等の検討、活動プログラムの企画、事業の検証・評価等を行う。

ウ 運営委員の選定にあたっては、地域学校協働活動を推進する趣旨に鑑み、実情に応じて、行政関係者（教育委員会、福祉部局及びまちづくり担当部局等）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、学識経験者等幅広い分野の方々の参画を得て実施するよう努めることとする。

② 市町村における研修等の実施

ア 市町村は、域内の学校に配置される地域学校協働活動推進員等に対して、地域学校協働活動の現状や推進方策、地域の協力者や企業との連携や人材確保方策、地域学校協働活動推進員等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を実施するよう努めることとする。

イ 市町村は、地域学校協働活動等に関わる協働活動支援員や協働活動サポーター等

に対して、子どもとの接し方、学習・体験活動等の企画・実施方策、多様な経済団体・商工会議所との連携、安全管理方策等の資質向上を図るための講義や、他の事業関係者等との情報交換・情報共有を図るための研修を行うよう努めることとする。

- ③ 地域学校協働活動推進員等や統括的な地域学校協働活動推進員若しくは統括コーディネーター（以下「統括的な地域学校協働活動推進員等」という。）等の配置
- ア 市町村は、本事業の実施に当たり、これまでの学校支援活動などを基盤として「支援」から「連携・協働」へ、また、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」を目指し、地域学校協働活動が地域住民等の積極的な参加を得て、学校との連携・協働の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制として「地域学校協働本部」の整備に努めることとする。なお、これまでの経緯やそれぞれの地域の特色を踏まえ、独自の名称も使用することが可能である。
- イ 市町村は、地域学校協働本部に、地域学校協働活動推進員等を配置し、学校関係者や地域の団体、地域住民等のボランティア、放課後児童クラブ関係者、保護者等と連携・協働しながら、地域学校協働活動を行うものとする。また、地域学校協働活動推進員の選任に当たっては、社会教育法第9条の7を踏まえ、各地域の中心的な役割を担い、地域の様々な関係者と良好な関係を保つなど社会的信望があり、かつ地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有するとともに、定期的な連絡調整を行うことが可能な者を委嘱することとする。コーディネーターについても、地域学校協働活動推進員に準じて、適切な者を選任することが望ましい。
- ウ 地域学校協働活動推進員等は、地域学校協働活動の連携についての各種調整のほか、学校や学校関係者、地域の団体等との連絡調整、地域の協力者の確保・登録・配置、地域の実情に応じた定期的・継続的かつ多様な活動プログラムの企画等を行う。
- エ 市町村は、地域学校協働活動推進員等を統括する立場として、地域学校協働活動推進員等間の連絡・調整、地域学校協働活動推進員等の確保・人材育成、未実施地域における取組の促進等を図るための「統括的な地域学校協働活動推進員等」を配置することができる。
- ④ 地域学校協働活動の実施・運営
- 活動に当たっては、地域の実情に応じた仕組みの下に、無償ボランティアを含む地域の様々な方々の参画を得て実施するとともに、協働活動支援員や協働活動サポーター等を配置し、活動の充実を図ることとする。
- そのほか、本事業における地域学校協働活動とは、以下の内容・機能を有するものとする。
- ア 学びによるまちづくりや、地域課題解決型学習、地域人材育成、郷土学習、地域行事への参加、ボランティア・体験活動、学校周辺環境整備など、地域と学校が連携・協働して行う活動。
- イ 学習支援員を活用し、学習が遅れがちな中学生・高校生等に対して地域の人材やICTの活用等による地域と学校の連携・協働による学習支援を行う取組（地域未来塾）。
- ウ 放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用して全ての子どもたちの安全・安心な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動の機会を定期的・継続的に提供する放課後等支援活動（放課後子ども教室）。放課後子ども教室を実施する場合においては、放課後児童クラブが存在していない地域などの放課後子ども教室を除き、放課後児童クラブと連携して実施すること。
- エ 民間企業・団体等を中心として多様な経験や技能を外部人材等の参画により、

特色・魅力のある教育プログラムを企画・実施する取組。

オ その他、地域と学校が連携・協働して子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動。

⑤ 学校区ごとの協議会の設置

ア 本事業における地域学校協働活動等の実施・運営に当たっては、具体的な教育活動の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るために、地域の実情に応じて、学校区ごとの協議会を設置することができる。

イ 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する場合には、活動プログラムの充実や学校施設等の活用を具体的に検討する必要があることから一体型で実施する場合は学校区ごとの協議会の設置を補助要件とする。

ウ 協議会の参加者は、学校関係者、放課後児童クラブの従事者、地域学校協働活動推進員等、協働活動支援員等が想定される。なお、協議会については、地域の実情に応じて、既存の組織等をもって代替することができる。

⑥ 事業の円滑な実施を図る観点から、地域学校協働活動推進員等や教育活動推進員等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等の開催等を実施するとともに、県が実施する研修への積極的参加に努めるものとする。

(3) 放課後等の教育支援活動備品の整備

① 放課後等支援活動における活動備品の整備

(2) -④-ウに基づく放課後支援活動（放課後子ども教室）を新たに実施するため、実施施設に必要な設備の整備（備品の購入）を開設初年度に限り行うことができる（既存施設の改修を伴わないものに限る）。また、既に実施されている放課後子ども教室が、新たに放課後児童クラブと一体的に活動する初年度についても補助対象とする。

4 計画書の提出

補助金の交付を受けようとする市町村は、県が指定する期日までに計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた市町村は、県が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 県は、上記2～3の要件を満たす市町村が直接実施する事業又は他の団体に委託して実施する事業に対して補助するものとする。

(2) 本事業の事業費を積算する際は、以下の基準に基づき事業費を計上することとする。なお、放課後等の活動を行う場合については、「次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針」に基づき、行動計画等を策定するものとする。

① 推進委員会の設置等に係る経費

ア 推進委員会の設置経費

推進委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ コーディネーター等研修の実施経費

コーディネーター等研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積

算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

② 地域学校協働活動等の実施に係る経費

ア 運営委員会の設置経費

運営委員会の設置経費については、委員等に対する謝金・旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

イ 市町村における研修等の実施経費

研修の実施経費については、講師謝金・旅費、印刷製本費、会場借料、消耗品費の実施経費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）及び交際費に該当する経費は除く。

ウ 学校区ごとの協議会の設置経費

学校区ごとの設置経費については、謝金、通信運搬費、印刷製本費、会議費、消耗品費等が考えられるが、各自治体の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

エ 地域学校協働活動推進員等・統括的な地域学校協働活動推進員等の配置経費

地域学校協働活動推進員等・統括的な地域学校協働活動推進員等の配置人数については、各自治体の実情に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

地域学校協働活動推進員等の謝金単価については、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1人1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

統括的な地域学校協働活動推進員等の謝金単価については、各自治体の会計基準等に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は2,200円を上限として積算することとする。なお、統括的な地域学校協働活動推進員等については、交通費についても補助対象とする。

オ 地域学校教育活動の実施・運営経費

協働活動支援員、学習支援員、土曜教育支援員、協働活動サポーター、土曜教育サポーターについては、各地域の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子どもの数等）に応じて、真に必要な人数を配置することとする。

ボランティアの謝金は原則無償とする。ただし、市町村の実情によりやむを得ない場合は、1時間当たり1,480円を上限として積算することとする。

協働活動支援員、学習支援員、土曜教育支援員、協働活動サポーター、土曜教育サポーターの謝金単価については、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は、協働活動支援員は1,480円、学習支援員、土曜教育支援員は2,200円、協働活動サポーター、土曜教育サポーターは740円を上限として積算することとする。

ただし、地域別最低賃金額がこれを上回っている地域においては、最低賃金額を上限として積算することができる。

なお、特別な催物等を実施するための講師等の謝金単価設定については、経常的に行われたいものと解し、この金額によらなくても差し支えない。

また、特別な支援を必要とする子どもたちに対する放課後等の支援活動を行う場合には、各自治体の実情（活動の内容や実施日数、対象とする子どもの数等）に応じて、特別支援サポーターを配置することが可能である。特別支援サポーターの謝金単価については、各自治体の会計基準に基づく単価を設定しても差し支えない。ただし、1時間当たりの謝金単価は、1,480円を上限として積算することとする。

謝金以外の経費については、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、借料及び損料等が考えられるが、各市町村の実情に応じて必要な経費を適切に積算することとする。

ただし、飲食物費（当該自治体が認める会議費以外のもの）、交際費に該当する経費及び活動に参加する子どもの保険料や材料費など実費相当分は除く。

教材費等については、教育活動の支援の内容に応じて必要な経費を消耗品費、借料及び損料として積算することとする。なお、地域未来塾を実施するに当たっては、「辞書、辞典、参考書、問題集等」の教材・教具について、備付けとして整備する場合は、補助対象とする。

消耗品費は、各種事務用紙、事務用品、その他の消耗品とし、備品は認められない。なお、学校やPTA等が通常使用するものと明確に区別し、まぎれのないようにすること。また、学校等が所有している物品等が利用できる場合は、極力当該物品等の利用に努めることとする。

カ 旅費・交通費

校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者等が本事業の活動を行う上で必要となる交通費等について、積算することとする。地域住民の参画による活動の趣旨から、自宅から通常活動を行っている場所への交通費に該当する経費は原則除く。ただし、交通費については、実施市町村外の地域から学習支援員が支援を行う場合には、交通費についても補助対象とする。なお、県外への旅費は原則認めない。

キ 雑役務費

雑役務費としては、報告書印刷や教材作成、機材運搬等にかかる業務を請負で実施する場合において、積算することとする。

ク その他

放課後等の地域学校協働活動（放課後子ども教室）に係る国庫補助対象となる実施日数は、学校の課業日数や家庭との役割分担等も勘案し、原則として年間250日未満、1日あたり4時間以内（休業日で特に必要な場合には8時間以内。準備や片付けに要する時間を含む。）を標準的な日数・時間数として、積算することとする。

なお、取組の充実や保護者等の要望に対応する観点から、特別な催物を実施する場合や国庫補助対象となる標準的な実施日数・時間数を超えて実施する場合等において、その経費の一部について、保護者等に費用負担を求めるなどの工夫を行うことは差し支えない。

③ 放課後等の教育支援活動備品の整備に係る経費

備品とは、1個あたり金額が3万円以上とする。ただし、各自治体の会計基準等に基づく規定がある場合はこの限りでない。

ただし、経常的な使用が見込まれない備品については、学校等が所有している物品等が利用できる場合は極力当該備品を利用するなど、活動内容等に合せた整備を行うこととする。

放課後等の地域学校協働活動に必要な備品の整備に係る経費は、各地域の実情（活動の実施日数や対象とする子どもの数等）に応じて積算しても差し支えないが、1か所あたり210,000円を上限とする。なお、開設初年度において放課後子ども教室が新たに放課後児童クラブと一体的に活動する場合は、1か所あたり420,000

0円を上限とする。

7 その他の留意事項

- ① 本事業の実施に当たっては、その趣旨を踏まえ、多くの地域の方々の参画を得て実施することにより、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、結集！しまねの子育て協働プロジェクトにおける本事業以外の事業との連携に努め、学校関係者や保護者、地域住民等、実際の活動に取り組む関係者間で目的を共有し、コミュニケーションの充実を図るなど、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもの教育活動を支援する仕組みづくりの推進に努めること。
- ② 地域未来塾に係る学習支援を地域学校協働活動を活用せず取り組む場合は、以下の3点を要件とする。
 - (1) 教育委員会等の管理下で行われること
 - (2) これまでの取組（放課後支援、土曜日の教育支援を含む）において、地域学校協働活動推進員等が企画調整等を進めてきた成果等を生かした地域ぐるみの取組とすること
 - (3) 学習支援員、教育活動推進員、教育活動サポーターなどとして地域住民の関与が認められること
- ③ 放課後等の支援活動の実施に当たっては、以下の点に特に留意すること。
 - ア 放課後等の支援活動は、子どもたちが学校の教育活動外の時間帯に多くの大人と接することにより、子どもの多様な側面を把握することができ、これらを学校の教職員等と共有することなどを通じて学校運営の円滑化にも資するものであることから、学校の教育活動と連携・協働した仕組みづくりに努めることが望ましい。
 - イ 放課後等の支援活動の計画・実施に当たっては、放課後子ども総合プランを推進する観点から放課後児童クラブと一体的に実施することにより、放課後児童クラブの児童も含めたすべての子どもたちの参加促進が図られるよう努めること。
 - ウ 対象となる子どもの範囲は、地域の子ども全般であり、保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに限定したり、国公立の設置者別に制限を設けたりすることなく、できる限り多くの子どもたちが参加できるよう配慮すること。また、小学生に限らず中学生を対象とする取組等も実施できるものであること。
 - エ 安全管理体制の点検・充実を図るため、以下の3点について徹底を図ること。
 - (1) 放課後子ども教室ごとの安全管理マニュアルの作成
 - (2) 放課後子ども教室スタッフへの安全管理マニュアルの周知
 - (3) 安全管理に関する研修等の実施
 - オ 本取組を実施する場合には「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月31日26文科生277号 雇児発大0731第4号）に基づき、事業を実施するよう努めること。
- ④ 事業の一部を社会教育団体・民間教育事業者等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な団体等を選定するとともに、適切な事業運営がなされるよう、指導を徹底すること。
- ⑤ 県において本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実を図るため、市町村においては、事業実施前に地域学校協働活動に参画した地域住民等の数等、地域の実情に応じた目標を設定し、その目標について県に報告すること。また、事業実施後に設定した目標の達成度合いについて検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について県に報告すること。

附則

この要領は、公布の日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(平成29年4月24日一部改正)

(平成30年4月1日一部改正)